

石巻圏域子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、石巻圏域子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 子ども・若者の支援に係る相互連携・協力に関すること。
- (3) 子ども・若者の支援に係る研修、広報・啓発に関すること。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3 協議会は、別表に掲げる関係機関等（以下「構成機関等」という。）で構成する。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長は環境生活部共同参画社会推進課長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会の事務を総括し、協議会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4 協議会に全体会議、個別ケース検討会議を置く。

- 2 会長は、それぞれ必要に応じて協議会の構成機関等以外の者に対し出席を求め、必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第5 法第21条第1項に規定する知事が指定する子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）は、宮城県環境生活部共同参画社会推進課とする。

- 2 調整機関は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 協議会に関する事務の総括及び連絡調整
 - (2) その他協議会の運営及び支援を円滑に推進するために必要な事項

(子ども・若者指定支援機関)

第6 法第22条第1項に規定する子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）は、特定非営利活動法人 TEDIC とする。

- 2 指定支援機関は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 個別ケース検討会議に参画する関係機関等の選定及び招集
 - (2) 個別ケース検討会議での協議に必要な情報の収集
 - (3) 個別ケース検討会議における協議の進行及び総括
 - (4) 個別ケース検討会議に基づく支援の状況把握及び進行管理
 - (5) 法第15条第1項第1号に掲げる支援の実施
 - (6) 関係機関等への実践的かつ専門的な助言及び指導
 - (7) その他調整機関が必要と認める事項

(全体会議)

第7 全体会議は会長が招集し、その議長となる。

2 全体会議は、構成機関等から選任された者をもって構成し、第2条各号に掲げる事項について協議する。

(個別ケース検討会議)

第8 個別ケース検討会議は、指定支援機関が個別ケースについて支援方針の協議等が必要と認める場合に開催することができる。

2 個別ケース検討会議は、指定支援機関が必要と判断した構成機関及び構成機関以外の関係機関等から選任された者をもって構成する。

(秘密の保持)

第9 協議会の構成員及び会議の出席者は、法第24条に規定する秘密保持義務を負う。

(経費負担)

第10 協議会に係る経費については、事務局の運営に係るものを除き、各構成機関において負担する。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

別表

宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課
宮城県保健福祉部子育て社会推進室
宮城県保健福祉部障害福祉課
宮城県教育庁義務教育課
宮城県教育庁高校教育課
宮城県教育庁特別支援教育課
宮城県東部保健福祉事務所
宮城県子ども総合センター
宮城県東部児童相談所
宮城県精神保健福祉センター
宮城県東部教育事務所
宮城県総合教育センター
宮城県立石巻支援学校
宮城県石巻警察署
宮城県河北警察署
石巻市健康部健康推進課
石巻市健康部包括ケア推進室
石巻市福祉部障害福祉課
石巻市福祉部保護課
石巻市福祉部子育て支援課
石巻市福祉部子ども保育課
石巻市福祉部市民相談センター
石巻市福祉部虐待防止センター
石巻市産業部商工課
石巻市教育委員会学校教育課

石巻市教育委員会生涯学習課
東松島市総務部市民協働課
東松島市保健福祉部福祉課
東松島市保健福祉部高齢障害支援課
東松島市保健福祉部子育て支援課
東松島市保健福祉部健康推進課
東松島市産業部商工観光課
東松島市教育委員会教育総務課
東松島市教育委員会学校教育課
東松島市教育委員会生涯学習課
女川町総務民生局健康福祉課
女川町まちづくり整備局産業振興課
女川町教育委員会教育総務課
女川町教育委員会生涯学習課
仙台保護観察所
石巻公共職業安定所
石巻地域若者サポートステーション
社会福祉法人石巻市社会福祉協議会
社会福祉法人東松島市社会福祉協議会
社会福祉法人女川町社会福祉協議会
特定非営利活動法人T E D I C（指定支援機関）
特定非営利活動法人S w i t c h
特定非営利活動法人ベビースマイル石巻
宮城県環境生活部共同参画社会推進課（調整機関）